

# 第 50 回理事会議案書等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会



## **公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 第50回理事会**

### **【議 案】**

- |       |                          |       |
|-------|--------------------------|-------|
| 第1号議案 | 副会長の選定について               |       |
| 第2号議案 | 副会長の選定について               |       |
| 第3号議案 | 収支補正予算の承認について            | (資料1) |
| 第4号議案 | 利益相反取引の承認について            | (資料2) |
| 第5号議案 | 移動式宿泊施設の整備に係る変更契約の締結について | (資料3) |
| 第6号議案 | 役員等賠償責任保険契約の締結について       | (資料4) |
| 第7号議案 | 職員の給与に関する規程の一部改正について     |       |
| 第8号議案 | 就業規程及び派遣職員等就業規程の一部改正について |       |
| 第9号議案 | 事務局規程の一部改正について           |       |

### **【報告事項】**

- |       |                                      |       |
|-------|--------------------------------------|-------|
| 報告事項1 | 組織委員会の運営体制の強化について                    | (資料5) |
| 報告事項2 | アジアパラ競技大会開閉会式業務の今後の進め方について           | (資料6) |
| 報告事項3 | 県内自治体における聖火リレーの実施概要及び聖火ランナーの一般募集について | (資料7) |
| 報告事項4 | 第4回A P C調整委員会の実施について                 |       |
| 報告事項5 | チケット販売の概要について                        | (資料8) |
| 報告事項6 | マラソン及び競歩のコース案について                    | (資料9) |

報告事項7 パートナーシップ契約の締結等について（資料10）

報告事項8 アスリート委員会の活動について

**第1号議案** 副会長の選定について

以下の者を副会長として選定する。

氏名	所属等
高崎 裕樹	名古屋商工会議所副会頭



**第2号議案** 副会長の選定について

以下の者を副会長として選定する。

氏名	所属等
三阪 洋行	公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事 (日本パラリンピック委員会委員長)



### **第3号議案 収支補正予算の承認について**

収支補正予算は、資料1のとおりとする。



**公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会  
2025年度 収支補正予算書（正味財産増減補正予算書）**

(単位：千円)

科 目	当初予算			補正予算			補正後予算		
	公益目的事業会計		法人会計	公益目的事業会計		法人会計	公益目的事業会計		法人会計
	一般会計	開催都市事業特別会計		合計	一般会計		一般会計	開催都市事業特別会計	
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
① 受取負担金等	37,568,763	0	0	37,568,763	14,831,226	0	0	14,831,226	52,399,989
愛知県受取負担金	24,870,442	0	0	24,870,442	14,831,226	0	0	14,831,226	39,701,668
名古屋市受取負担金	12,435,222	0	0	12,435,222	0	0	0	0	12,435,222
民間助成金等	263,099	0	0	263,099	0	0	0	0	263,099
② 受取拠出金	796,121	0	140,279	936,400	0	0	0	796,121	0
公営競技受取拠出金	796,121	0	140,279	936,400	0	0	0	796,121	0
③ 事業収益	7,507,500	0	0	7,507,500	0	0	0	0	7,507,500
マーケティング収益	7,507,500	0	0	7,507,500	0	0	0	0	7,507,500
④ 開催都市事業受取負担金	0	941,635	0	941,635	0	0	0	0	941,635
開催都市事業受取負担金	0	941,635	0	941,635	0	0	0	0	941,635
経常収益計	45,872,384	941,635	140,279	46,954,298	14,831,226	0	0	14,831,226	60,703,610
(2) 経常費用									
① 事業費	22,059,234	941,635		23,000,869	0	0	0	22,059,234	941,635
給料手当	3,188,507			3,188,507	0		0	3,188,507	
給与負担金	189,040			189,040	0		0	189,040	
賞与引当金繰入額	261,369			261,369	0		0	261,369	
法定福利費	589,948			589,948	0		0	589,948	
福利厚生費	3,630			3,630	0		0	3,630	
謝金	102,446			102,446	0		0	102,446	
旅費交通費	196,555			196,555	0		0	196,555	
燃料費	4,732			4,732	0		0	4,732	
車両費	4,525			4,525	0		0	4,525	
涉外費	963,098			963,098	0		0	963,098	
会議費	326,992			326,992	0		0	326,992	
消耗品費	30,194			30,194	0		0	30,194	
印刷製本費	47,444			47,444	0		0	47,444	
光熱水料費	14,821			14,821	0		0	14,821	
支払手数料	5,305			5,305	0		0	5,305	
通信運搬費	446,998			446,998	0		0	446,998	
広告宣伝費	1,565,941			1,565,941	0		0	1,565,941	
委託費	12,093,300			12,093,300	0		0	12,093,300	
減価償却費	10,008			10,008	0		0	10,008	
賃借料	235,165			235,165	0		0	235,165	
保険料	4,280			4,280	0		0	4,280	
消耗什器備品費	167,829			167,829	0		0	167,829	
租税公課	690,194			690,194	0		0	690,194	
廃棄物処理費	193			193	0		0	193	
交際費	53			53	0		0	53	
支払権利料	916,667			916,667	0		0	916,667	
開催都市事業費	941,635			941,635	0		0	941,635	
経常費用計	22,059,234	941,635	176,328	176,328		0	0	0	176,328
② 管理費									
役員報酬		200	200			0	0	200	200
給料手当	30,485	30,485				0	0	30,485	30,485
賞与引当金繰入額	5,138	5,138				0	0	5,138	5,138
法定福利費	16,945	16,945				0	0	16,945	16,945
福利厚生費	466	466				0	0	466	466
謝金	9,815	9,815				0	0	9,815	9,815
旅費交通費	7,083	7,083				0	0	7,083	7,083
燃料費	607	607				0	0	607	607
車両費	581	581				0	0	581	581
涉外費	5,448	5,448				0	0	5,448	5,448
会議費	5,419	5,419				0	0	5,419	5,419
消耗品費	3,766	3,766				0	0	3,766	3,766
印刷製本費	2,470	2,470				0	0	2,470	2,470
光熱水料費	1,902	1,902				0	0	1,902	1,902
支払手数料	374	374				0	0	374	374
通信運搬費	7,665	7,665				0	0	7,665	7,665
委託費	26,447	26,447				0	0	26,447	26,447
減価償却費	143	143				0	0	143	143
賃借料	28,719	28,719				0	0	28,719	28,719
消耗什器備品費	21,524	21,524				0	0	21,524	21,524
租税公課	967	967				0	0	967	967
研修費	132	132				0	0	132	132
廃棄物処理費	25	25				0	0	25	25
交際費	7	7				0	0	7	7
経常費用計	22,059,234	941,635	176,328	23,177,197	0	0	0	22,059,234	941,635
当期経常増減額	23,813,150	0	△ 36,049	23,777,101	14,831,226	0	0	14,831,226	38,644,376
						0	0	△ 36,049	38,608,327

(単位：千円)

科 目	当初予算			補正予算			補正後予算			
	公益目的事業会計		法人会計	合計	公益目的事業会計		法人会計	合計	公益目的事業会計	
	一般会計	開催都市事業 特別会計			一般会計	開催都市事業 特別会計			一般会計	開催都市事業 特別会計
<b>2. 経常外増減の部</b>										
(1) 経常外収益										
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(2) 経常外費用										
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
当期経常外増減額										
当期一般正味財産期首残高	23,813,150	0	△ 36,049	23,777,101	14,831,226	0	0	14,831,226	38,644,376	0
一般正味財産期末残高	6,825,317	0	36,049	6,861,366	0	0	0	6,825,317	0	36,049
一般正味財産期末残高	30,638,427	0	0	30,638,467	14,831,226	0	0	14,831,226	45,469,653	0
II 指定正味財産増減の部										
受取寄附金	1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	0
開催都市事業受取負担金	0	6,708,350	0	6,708,350	0	6,477,176	0	6,477,176	0	13,185,526
国補助金	0	0	0	0	12,700,000	0	0	12,700,000	12,700,000	0
一般正味財産への振替額	0	△ 941,635	0	△ 941,635	0	0	0	0	△ 941,635	0
当期指定正味財産増減額	1,500,000	5,766,715	0	7,266,715	12,700,000	6,477,176	0	19,177,176	14,200,000	12,243,891
指定正味財産期首残高	2,003,000	0	0	2,003,000	0	0	0	0	2,003,000	0
指定正味財産期末残高	3,503,000	5,766,715	0	9,269,715	12,700,000	6,477,176	0	19,177,176	16,203,000	12,243,891
III 正味財産期末残高	34,141,467	5,766,715	0	39,908,182	27,531,226	6,477,176	0	34,008,402	61,672,693	12,243,891
										0
										73,916,584

## **第4号議案 利益相反取引の承認について**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第84条の規定に基づき、アジア・アジアパラ競技大会に係る事業の費用負担に関する協定（以下「協定」という。）の変更に係る利益相反取引について承認する。

### **（1）協定を変更する理由**

愛知県の補正予算に伴い、2025年4月1日に締結した協定について、2025年度及び2026年度の愛知県の負担額を変更するため。

### **（2）契約内容**

区分	協定
変更日	2025年12月
相手方	愛知県及び名古屋市
参考資料	資料2 変更協定書案

### **（3）当事者**

氏名	当法人役職	契約相手先役職
大村秀章	会長	愛知県知事
広沢一郎	会長代行	名古屋市長



(案)

## アジア・アジアパラ競技大会に係る費用負担に関する変更協定書

令和7年4月1日付けで愛知県（以下「甲」という。）、名古屋市（以下「乙」という。）及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「丙」という。）との間で締結した「アジア・アジアパラ競技大会に係る費用負担に関する協定書」（以下、「原協定」という。）を次のとおり変更する。

- 1 原協定の別表2－1及び別表2－2を別表2－1（変更）及び別表2－2（変更）のとおりとする。
- 2 本変更協定書に定める以外は、原協定の全ての条項が適用されるものとする。

上記協定の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙各々記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大 村 秀 章

乙 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広 沢 一 郎

丙 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

代表者 事務総長 村 手 聰

別表2－1(変更) 費用負担額(原協定 第3条第1項)

【甲の令和7年度愛知県一般会計予算「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会負担金」、「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会負担」及び乙の令和7年度名古屋市一般会計予算「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会負担金」における予算額】

(単位:円)

期間	甲の負担額	乙の負担額	総額
令和7年度	39,701,668,000円	12,435,222,000円	52,136,890,000円
令和8年度	27,102,083,000円	20,966,655,000円	48,068,738,000円

別表2－2(変更) 費用負担額(原協定 第3条第1項)

【甲の令和7年度愛知県一般会計予算「国際スポーツ推進事業費」、「国際スポーツ推進事業委託契約」及び乙の令和7年度名古屋市一般会計予算「第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会関連事業(愛知県共同実施分)」における予算額】

(単位:円)

期間	甲の負担額	乙の負担額	総額
令和7年度	10,949,410,000円	2,236,116,000円	13,185,526,000円
令和8年度	23,281,036,000円	14,879,106,000円	38,160,142,000円

## **第5号議案 移動式宿泊施設の整備に係る変更契約の締結について**

移動式宿泊施設の整備に係る変更契約の締結について、資料3のとおりとする。



## **第6号議案 役員等賠償責任保険契約の締結について**

役員等賠償責任保険の締結及び補償内容について、資料4のとおりとする。



## 役員等賠償責任保険契約の締結について

役員等の業務に起因して発生する損害賠償請求リスクを補償する、役員等賠償責任保険契約を以下のとおり締結する

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第118条の3、198条の2の規定に基づき、役員等賠償責任保険の締結及び補償内容について理事会の承認を得たい

### 1 保険期間

2026年1月30日から2027年1月30日までの1年間（予定）

### 2 被保険者

(1) 個人：理事、監事、評議員

(2) 法人：公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

### 3 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

### 4 支払限度額

500,000,000円

### 5 保険料

年額 551,840円

### 6 主な補償内容

(1) 役員に関する補償

役員が負う法律上の損害賠償責任について、役員が負担した損害賠償金、和解金、争訟費用等

(2) 法人補償に関する補償

役員等が被る損害について、法人が適法に役員等に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害を補償

(3) 法人に関する補償

法人内での調査、第三者委員会の設置、提訴請求への対応、危機管理、公告・通知、訴訟参加に関する費用等

### 7 主な免責事由

(1) 被保険者の犯罪行為に起因する事由

(2) 法令違反を被保険者が違法であることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的理由がある場合を含む）行った行為に起因する事由

(3) 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する事由

(4) 戦争、変乱、暴動、騒擾、テロリズムに起因する事由



## 第7号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

職員の給与に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

### 【職員の給与に関する規程】

改正後	改正前																																
<p><b>第5節 通勤手当</b>  <b>(通勤手当)</b></p> <p>第16条 1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>40,300円</u>を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げる額（<u>前項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員にあっては会長が別に定める額</u>）</p>	<p><b>第5節 通勤手当</b>  <b>(通勤手当)</b></p> <p>第16条 1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>40,000円</u>を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げる額（<u>身体障害のため歩行することが著しく困難な職員にあっては自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げる額と、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。）</u>）</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車等の使用距離</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道5キロメートル未満</td><td>2,400円</td></tr> <tr> <td>片道5キロメートル以上10キロメートル未満</td><td><u>4,500円</u></td></tr> <tr> <td>片道10キロメートル以上15キロメートル未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>片道15キロメートル以上20キロメートル未満</td><td>10,700円</td></tr> <tr> <td>片道20キロメートル以上25キロメートル未満</td><td>13,900円</td></tr> <tr> <td>片道25キロメートル以上30キロメートル未満</td><td><u>17,000円</u></td></tr> <tr> <td>片道30キロメートル以上35キロメートル未満</td><td><u>20,200円</u></td></tr> </tbody> </table>	自動車等の使用距離	額	片道5キロメートル未満	2,400円	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>4,500円</u>	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,500円	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,700円	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,900円	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>17,000円</u>	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>20,200円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車等の使用距離</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道5キロメートル未満</td><td>2,400円</td></tr> <tr> <td>片道5キロメートル以上10キロメートル未満</td><td><u>4,300円</u></td></tr> <tr> <td>片道10キロメートル以上15キロメートル未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>片道15キロメートル以上20キロメートル未満</td><td>10,700円</td></tr> <tr> <td>片道20キロメートル以上25キロメートル未満</td><td>13,900円</td></tr> <tr> <td>片道25キロメートル以上30キロメートル未満</td><td><u>16,900円</u></td></tr> <tr> <td>片道30キロメートル以上35キロメートル未満</td><td><u>20,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	自動車等の使用距離	額	片道5キロメートル未満	2,400円	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>4,300円</u>	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,500円	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,700円	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,900円	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>16,900円</u>	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>20,000円</u>
自動車等の使用距離	額																																
片道5キロメートル未満	2,400円																																
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>4,500円</u>																																
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,500円																																
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,700円																																
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,900円																																
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>17,000円</u>																																
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>20,200円</u>																																
自動車等の使用距離	額																																
片道5キロメートル未満	2,400円																																
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	<u>4,300円</u>																																
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,500円																																
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,700円																																
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,900円																																
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	<u>16,900円</u>																																
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>20,000円</u>																																

改正後		改正前	
片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	<u>23,500 円</u>	片道 35 キロメートル以 上 40 キロメートル未満	<u>22,600 円</u>
片道 40 キロメートル以 上 45 キロメートル未満	<u>26,900 円</u>	片道 40 キロメートル以 上 45 キロメートル未満	<u>25,300 円</u>
片道 45 キロメートル以 上 50 キロメートル未満	<u>30,400 円</u>	片道 45 キロメートル以 上 50 キロメートル未満	<u>27,300 円</u>
片道 50 キロメートル以 上 55 キロメートル未満	<u>33,900 円</u>	片道 50 キロメートル以 上 55 キロメートル未満	<u>29,400 円</u>
片道 55 キロメートル以 上 60 キロメートル未満	<u>37,100 円</u>	片道 55 キロメートル以 上 60 キロメートル未満	<u>32,300 円</u>
片道 60 キロメートル以 上	<u>40,300 円</u>	片道 60 キロメートル以 上	<u>35,200 円</u>
(3) <省略>		(3) <省略>	
3～8 <省略>		3～8 <省略>	
<b>第 10 節 期末手当</b> <b>(期末手当)</b>		<b>第 10 節 期末手当</b> <b>(期末手当)</b>	
第 23 条 1 <省略>		第 23 条 1 <省略>	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> (一般職職員でその職 務の級が 7 級以上であるもの (これらの職 員のうち、会長が別に定める職員を除く。第 26 条第 2 項において「特定 管理職員」という。) にあっては <u>100</u> <u>分の 106.25</u> 、専門職職員にあっては <u>100 分の 175</u> 、指定職職員にあっては <u>100 分の 67.5</u> ) を乗じて得た額に、基 準日以前 6 か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。	100 分の 125 (一般職職員でその職務の 級が 7 級以上であるもの (これらの職 員のうち、会長が別に定める職員を除く。第 26 条第 2 項において「特定管理 職員」という。) にあっては <u>100</u> <u>分の 105</u> 、専門職職員にあっては <u>100</u> <u>分の 172.5</u> 、指定職職員にあっては <u>100</u> <u>分の 66.25</u> ) を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得 た額とする。		
(1)～(4) <省略>		(1)～(4) <省略>	
3～5 <省略>		3～5 <省略>	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第 11 節 勤勉手当</b>  <b>(勤勉手当)</b></p> <p>第 26 条 1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 一般職職員 一般職職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 106.25</u>（特定管理職員にあっては <u>100 分の 126.25</u>）を乗じて得た額</p> <p>(2) 指定職職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 107.5</u> を乗じて得た額</p> <p>3～6 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b>  <b>(施行期日)</b></p> <p>1 <u>この規程は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 23 条第 2 項の改正規定及び第 26 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、この規程（給与規程第 23 条第 2 項の改正規定及び第 26 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年 6 月 1 日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 11 節 勤勉手当</b>  <b>(勤勉手当)</b></p> <p>第 26 条 1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 一般職職員 一般職職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u>（特定管理職員にあっては <u>100 分の 125</u>）を乗じて得た額</p> <p>(2) 指定職職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 106.25</u> を乗じて得た額</p> <p>3～6 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>

改正後	改正前
<p>(給与の内払)</p> <p><u>3 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	

別表第1を次のように改める。

別表第1 一般職給料表（第8条関係）

級 号 給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額	10級 給料月額
1	円 200,400	円 247,700	円 282,800	円 317,100	円 340,500	円 375,500	円 430,700	円 483,100	円 537,700	円 580,500
2	201,600	249,100	283,900	318,700	342,300	377,200	432,600	488,500	544,600	587,700
3	202,800	250,500	284,900	320,100	344,200	378,900	434,600	493,500	549,800	593,700
4	203,900	251,900	285,900	321,500	345,900	380,500	436,400	498,200	554,100	598,700
5	205,000	253,400	286,900	323,000	347,600	382,100	438,200	502,300	557,600	602,800
6	206,800	254,800	288,000	324,100	349,400	384,000	440,100	505,800	560,900	605,700
7	208,400	256,200	288,900	325,100	351,100	385,500	441,900	508,800	563,900	608,200
8	210,100	257,700	289,900	326,400	352,800	387,200	443,800	511,300	566,400	610,100
9	211,600	259,100	290,900	327,600	354,400	388,500	445,400	513,400	568,500	
10	213,300	260,300	292,000	329,200	356,100	390,100	446,900			
11	215,000	261,700	293,000	330,900	357,900	391,800	448,500			
12	216,600	263,000	294,000	332,500	359,500	393,300	450,000			
13	218,200	264,200	295,000	333,900	361,100	395,300	451,600			
14	219,900	265,400	296,400	335,600	362,700	397,200	452,900			
15	221,600	266,700	297,700	337,200	364,300	399,100	454,200			
16	223,400	267,900	298,900	338,800	365,900	401,000	455,400			
17	224,600	269,000	300,100	340,300	367,300	402,500	456,700			
18	226,200	270,200	301,500	342,000	369,000	404,400	458,000			
19	227,900	271,300	302,700	343,700	370,700	406,100	459,300			
20	229,400	272,400	303,900	345,300	372,300	407,700	460,600			
21	230,900	273,300	305,000	346,700	373,400	409,500	461,800			
22	232,600	274,400	306,200	348,500	375,000	410,900	462,600			
23	234,200	275,400	307,400	350,200	376,500	412,300	463,400			
24	235,900	276,400	308,700	351,800	378,100	413,800	464,200			
25	237,500	277,400	310,100	353,100	379,800	415,200	464,900			
26	239,200	278,300	311,100	355,000	381,600	416,400	465,500			
27	240,600	279,200	312,100	356,800	383,300	417,700	466,100			

28	<u>241, 900</u>	<u>280, 100</u>	<u>313, 100</u>	<u>358, 400</u>	<u>385, 000</u>	<u>418, 700</u>	<u>466, 700</u>			
29	<u>243, 200</u>	<u>280, 900</u>	<u>314, 300</u>	<u>359, 900</u>	<u>386, 400</u>	<u>419, 800</u>	<u>467, 400</u>			
30	<u>244, 400</u>	<u>281, 700</u>	<u>315, 500</u>	<u>361, 600</u>	<u>387, 800</u>	<u>421, 000</u>	<u>468, 200</u>			
31	<u>245, 500</u>	<u>282, 500</u>	<u>316, 600</u>	<u>363, 200</u>	<u>389, 000</u>	<u>422, 200</u>	<u>468, 600</u>			
32	<u>246, 600</u>	<u>283, 300</u>	<u>317, 900</u>	<u>364, 800</u>	<u>390, 400</u>	<u>423, 300</u>	<u>469, 400</u>			
33	<u>247, 700</u>	<u>284, 000</u>	<u>319, 000</u>	<u>366, 600</u>	<u>391, 600</u>	<u>424, 000</u>	<u>469, 900</u>			
34	<u>248, 700</u>	<u>284, 800</u>	<u>320, 300</u>	<u>368, 400</u>	<u>392, 500</u>	<u>424, 700</u>	<u>470, 300</u>			
35	<u>249, 600</u>	<u>285, 600</u>	<u>321, 600</u>	<u>370, 300</u>	<u>393, 500</u>	<u>425, 300</u>	<u>470, 700</u>			
36	<u>250, 600</u>	<u>286, 200</u>	<u>323, 000</u>	<u>372, 100</u>	<u>394, 500</u>	<u>426, 100</u>	<u>471, 100</u>			
37	<u>251, 600</u>	<u>286, 900</u>	<u>324, 200</u>	<u>373, 700</u>	<u>395, 400</u>	<u>426, 700</u>	<u>471, 500</u>			
38	<u>252, 500</u>	<u>287, 800</u>	<u>325, 500</u>	<u>375, 100</u>	<u>396, 300</u>	<u>427, 300</u>	<u>471, 800</u>			
39	<u>253, 500</u>	<u>288, 500</u>	<u>326, 900</u>	<u>376, 500</u>	<u>397, 200</u>	<u>427, 800</u>	<u>472, 100</u>			
40	<u>254, 300</u>	<u>289, 200</u>	<u>328, 200</u>	<u>378, 000</u>	<u>398, 000</u>	<u>428, 200</u>	<u>472, 400</u>			
41	<u>255, 100</u>	<u>289, 900</u>	<u>329, 500</u>	<u>379, 500</u>	<u>398, 800</u>	<u>428, 600</u>	<u>472, 700</u>			
42	<u>255, 800</u>	<u>290, 600</u>	<u>330, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>399, 700</u>	<u>428, 800</u>	<u>473, 100</u>			
43	<u>256, 400</u>	<u>291, 300</u>	<u>332, 100</u>	<u>381, 200</u>	<u>400, 500</u>	<u>429, 100</u>	<u>473, 400</u>			
44	<u>257, 100</u>	<u>292, 100</u>	<u>333, 200</u>	<u>382, 200</u>	<u>401, 200</u>	<u>429, 400</u>	<u>473, 700</u>			
45	<u>257, 800</u>	<u>292, 800</u>	<u>334, 100</u>	<u>383, 200</u>	<u>401, 900</u>	<u>429, 700</u>	<u>474, 000</u>			
46	<u>258, 400</u>	<u>293, 400</u>	<u>335, 500</u>	<u>384, 300</u>	<u>402, 600</u>	<u>430, 100</u>	<u>474, 300</u>			
47	<u>259, 000</u>	<u>294, 100</u>	<u>336, 800</u>	<u>385, 200</u>	<u>403, 300</u>	<u>430, 400</u>	<u>474, 600</u>			
48	<u>259, 600</u>	<u>294, 700</u>	<u>338, 100</u>	<u>386, 200</u>	<u>404, 100</u>	<u>430, 700</u>	<u>474, 900</u>			
49	<u>260, 100</u>	<u>295, 400</u>	<u>339, 300</u>	<u>387, 200</u>	<u>404, 600</u>	<u>430, 900</u>	<u>475, 200</u>			
50	<u>260, 700</u>	<u>296, 100</u>	<u>340, 600</u>	<u>387, 900</u>	<u>405, 200</u>	<u>431, 200</u>				
51	<u>261, 400</u>	<u>296, 800</u>	<u>341, 800</u>	<u>388, 600</u>	<u>405, 800</u>	<u>431, 400</u>				
52	<u>261, 900</u>	<u>297, 500</u>	<u>343, 000</u>	<u>389, 200</u>	<u>406, 500</u>	<u>431, 700</u>				
53	<u>262, 300</u>	<u>298, 000</u>	<u>344, 400</u>	<u>389, 600</u>	<u>406, 900</u>	<u>431, 900</u>				
54	<u>262, 700</u>	<u>298, 600</u>	<u>345, 400</u>	<u>390, 200</u>	<u>407, 500</u>	<u>432, 200</u>				
55	<u>263, 000</u>	<u>299, 200</u>	<u>346, 500</u>	<u>390, 800</u>	<u>408, 100</u>	<u>432, 500</u>				
56	<u>263, 300</u>	<u>299, 900</u>	<u>347, 600</u>	<u>391, 600</u>	<u>408, 700</u>	<u>432, 800</u>				
57	<u>263, 600</u>	<u>300, 600</u>	<u>348, 400</u>	<u>391, 900</u>	<u>409, 100</u>	<u>433, 000</u>				
58	<u>263, 900</u>	<u>301, 200</u>	<u>349, 300</u>	<u>392, 600</u>	<u>409, 700</u>	<u>433, 300</u>				
59	<u>264, 200</u>	<u>301, 800</u>	<u>350, 000</u>	<u>393, 300</u>	<u>410, 300</u>	<u>433, 600</u>				
60	<u>264, 500</u>	<u>302, 500</u>	<u>350, 800</u>	<u>393, 900</u>	<u>410, 800</u>	<u>433, 800</u>				

61	<u>264, 800</u>	<u>303, 100</u>	<u>351, 600</u>	<u>394, 200</u>	<u>411, 200</u>	<u>434, 000</u>				
62	<u>265, 100</u>	<u>303, 700</u>	<u>352, 100</u>	<u>394, 700</u>	<u>411, 700</u>	<u>434, 400</u>				
63	<u>265, 400</u>	<u>304, 200</u>	<u>352, 600</u>	<u>395, 400</u>	<u>412, 200</u>	<u>434, 700</u>				
64	<u>265, 800</u>	<u>304, 800</u>	<u>353, 300</u>	<u>396, 000</u>	<u>412, 900</u>	<u>434, 900</u>				
65	<u>266, 100</u>	<u>305, 300</u>	<u>354, 100</u>	<u>396, 300</u>	<u>413, 200</u>	<u>435, 100</u>				
66	<u>266, 400</u>	<u>305, 900</u>	<u>354, 800</u>	<u>396, 900</u>	<u>413, 600</u>	<u>435, 400</u>				
67	<u>266, 700</u>	<u>306, 400</u>	<u>355, 500</u>	<u>397, 600</u>	<u>413, 900</u>	<u>435, 700</u>				
68	<u>267, 000</u>	<u>307, 000</u>	<u>356, 100</u>	<u>398, 200</u>	<u>414, 300</u>	<u>435, 900</u>				
69	<u>267, 300</u>	<u>307, 400</u>	<u>356, 700</u>	<u>398, 600</u>	<u>414, 600</u>	<u>436, 100</u>				
70	<u>267, 600</u>	<u>307, 900</u>	<u>357, 300</u>	<u>399, 100</u>	<u>414, 900</u>	<u>436, 400</u>				
71	<u>267, 900</u>	<u>308, 400</u>	<u>357, 800</u>	<u>399, 800</u>	<u>415, 200</u>	<u>436, 700</u>				
72	<u>268, 200</u>	<u>309, 100</u>	<u>358, 400</u>	<u>400, 300</u>	<u>415, 400</u>	<u>436, 900</u>				
73	<u>268, 500</u>	<u>309, 600</u>	<u>358, 700</u>	<u>400, 800</u>	<u>415, 600</u>	<u>437, 100</u>				
74	<u>268, 800</u>	<u>310, 000</u>	<u>359, 200</u>	<u>401, 400</u>	<u>415, 900</u>					
75	<u>269, 100</u>	<u>310, 300</u>	<u>359, 500</u>	<u>401, 800</u>	<u>416, 200</u>					
76	<u>269, 400</u>	<u>310, 600</u>	<u>359, 900</u>	<u>402, 100</u>	<u>416, 400</u>					
77	<u>269, 700</u>	<u>310, 800</u>	<u>360, 300</u>	<u>402, 500</u>	<u>416, 600</u>					
78	<u>270, 100</u>	<u>311, 100</u>	<u>360, 900</u>	<u>403, 000</u>	<u>417, 000</u>					
79	<u>270, 400</u>	<u>311, 300</u>	<u>361, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>417, 300</u>					
80	<u>270, 700</u>	<u>311, 600</u>	<u>361, 900</u>	<u>403, 800</u>	<u>417, 500</u>					
81	<u>271, 000</u>	<u>311, 800</u>	<u>362, 200</u>	<u>404, 300</u>	<u>417, 700</u>					
82	<u>271, 300</u>	<u>312, 000</u>	<u>362, 600</u>	<u>404, 800</u>	<u>418, 000</u>					
83	<u>271, 600</u>	<u>312, 300</u>	<u>363, 000</u>	<u>405, 200</u>	<u>418, 300</u>					
84	<u>271, 900</u>	<u>312, 500</u>	<u>363, 400</u>	<u>405, 600</u>	<u>418, 500</u>					
85	<u>272, 200</u>	<u>312, 800</u>	<u>363, 700</u>	<u>405, 900</u>	<u>418, 700</u>					
86	<u>272, 500</u>	<u>313, 000</u>	<u>364, 100</u>	<u>406, 400</u>						
87	<u>272, 800</u>	<u>313, 400</u>	<u>364, 500</u>	<u>406, 800</u>						
88	<u>273, 100</u>	<u>313, 700</u>	<u>364, 900</u>	<u>407, 200</u>						
89	<u>273, 400</u>	<u>314, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>407, 500</u>						
90	<u>273, 700</u>	<u>314, 300</u>	<u>365, 600</u>							
91	<u>274, 000</u>	<u>314, 600</u>	<u>366, 000</u>							
92	<u>274, 400</u>	<u>314, 900</u>	<u>366, 400</u>							
93	<u>274, 700</u>	<u>315, 100</u>	<u>366, 600</u>							

94		315, 300	366, 900							
95		315, 600	367, 300							
96		316, 000	367, 600							
97		316, 200	367, 900							
98		316, 500	368, 300							
99		316, 800	368, 700							
100		317, 200	369, 100							
101		317, 400	369, 700							
102		317, 800	370, 100							
103		318, 100	370, 500							
104		318, 400	370, 900							
105		318, 600	371, 400							
106		318, 900	371, 800							
107		319, 200	372, 100							
108		319, 500	372, 400							
109		319, 700	372, 800							
110		320, 000								
111		320, 400								
112		320, 700								
113		320, 900								
114		321, 100								
115		321, 400								
116		321, 900								
117		322, 100								
118		322, 300								
119		322, 600								
120		322, 900								
121		323, 200								
122		323, 400								
123		323, 700								
124		324, 000								
125		324, 300								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 専門職給料表（第8条関係）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号 給	給料月額						
1	円 <u>414,000</u>	円 <u>465,000</u>	円 <u>520,000</u>	円 <u>587,000</u>	円 <u>670,000</u>	円 <u>783,000</u>	円 <u>914,000</u>
2	円 <u>431,000</u>	円 <u>483,000</u>	円 <u>542,000</u>	円 <u>614,000</u>	円 <u>707,000</u>	円 <u>826,000</u>	
3	円 <u>448,000</u>	円 <u>501,000</u>	円 <u>564,000</u>	円 <u>642,000</u>	円 <u>745,000</u>	円 <u>870,000</u>	

備考 この表は、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた見識を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるために採用する必要があるとこの法人が判断し採用した職員に適用する。

別表第3 指定職給料表（第8条関係）

号給	給料月額
1	円 <u>753,000</u>
2	円 <u>812,000</u>
3	円 <u>872,000</u>
4	円 <u>955,000</u>
5	円 <u>1,029,000</u>
6	円 <u>1,103,000</u>
7	円 <u>1,180,000</u>
8	円 <u>1,253,000</u>

備考 この表は、事務総長に適用する。



## 第8号議案 就業規程及び派遣職員等就業規程の一部改正について

就業規程及び派遣職員等就業規程の一部を以下のとおり改正する。

### 【就業規程】

改正後	改正前																
<p>(時間外勤務等の制限)</p> <p>第19条 1及び2&lt;省略&gt;</p> <p>3 所属長は、<u>小学校就学前の子</u>を養育する職員が請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該職員に正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 職員は、それぞれ次の表に掲げる日数又は時間の特別休暇を受けることができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1及び2&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr> <tr> <td>3 <u>中学校就学の始期に達するまでの子の傷病の看護、疾病の予防、学校の休業等に伴う世話又は学校行事等への参加を行う場合</u></td><td>1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）</td></tr> <tr> <td>4 要介護者の介護やその他の世話をする必要がある場合</td><td>1年度につき要介護者が1人の場合は5日（2人以上の場合は10日以内）。</td></tr> <tr> <td>5～16&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr> </table>	1及び2<省略>	<省略>	3 <u>中学校就学の始期に達するまでの子の傷病の看護、疾病の予防、学校の休業等に伴う世話又は学校行事等への参加を行う場合</u>	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）	4 要介護者の介護やその他の世話をする必要がある場合	1年度につき要介護者が1人の場合は5日（2人以上の場合は10日以内）。	5～16<省略>	<省略>	<p>(時間外勤務等の制限)</p> <p>第19条 1及び2&lt;省略&gt;</p> <p>3 所属長は、<u>3歳に満たない子</u>を養育する職員が請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該職員に正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 職員は、それぞれ次の表に掲げる日数又は時間の特別休暇を受けることができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1及び2&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr> <tr> <td>3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子の傷病の看護又は疾病の予防を行う場合</u></td><td>1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）</td></tr> <tr> <td>4 要介護者の介護やその他の世話をする必要がある場合</td><td>1年度につき要介護者が1人の場合は5日（2人以上の場合は10日以内）。ただし、会長と職員代表者との書面による協定によって除外された次の職員からの申出は拒むことができる。 (1) 採用されて6か月に満たない職員 (2) 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員</td></tr> <tr> <td>5～16&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr> </table>	1及び2<省略>	<省略>	3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子の傷病の看護又は疾病の予防を行う場合</u>	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）	4 要介護者の介護やその他の世話をする必要がある場合	1年度につき要介護者が1人の場合は5日（2人以上の場合は10日以内）。ただし、会長と職員代表者との書面による協定によって除外された次の職員からの申出は拒むことができる。 (1) 採用されて6か月に満たない職員 (2) 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員	5～16<省略>	<省略>
1及び2<省略>	<省略>																
3 <u>中学校就学の始期に達するまでの子の傷病の看護、疾病の予防、学校の休業等に伴う世話又は学校行事等への参加を行う場合</u>	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）																
4 要介護者の介護やその他の世話をする必要がある場合	1年度につき要介護者が1人の場合は5日（2人以上の場合は10日以内）。																
5～16<省略>	<省略>																
1及び2<省略>	<省略>																
3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子の傷病の看護又は疾病の予防を行う場合</u>	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）																
4 要介護者の介護やその他の世話をする必要がある場合	1年度につき要介護者が1人の場合は5日（2人以上の場合は10日以内）。ただし、会長と職員代表者との書面による協定によって除外された次の職員からの申出は拒むことができる。 (1) 採用されて6か月に満たない職員 (2) 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員																
5～16<省略>	<省略>																

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> この規程は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則 (施行期日)</b> 1 この規程は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 及び3 （略）</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和4年11月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <u>この規程は、令和7年12月22日から施行する。</u></p>	<p><b>附 則</b> この規程は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則 (施行期日)</b> 1 この規程は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 及び3 （略）</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和4年11月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><b><u>( 新 設 )</u></b></p>

## 【派遣職員等就業規程】

改正後	改正前												
<p>(時間外勤務等の制限)</p> <p>第15条 1及び2&lt;省略&gt;</p> <p>3 所属長は、<u>小学校就学前の子</u>を養育する派遣職員等が請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該職員に正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>	<p>(時間外勤務等の制限)</p> <p>第15条 1及び2&lt;省略&gt;</p> <p>3 所属長は、<u>3歳に満たない子</u>を養育する派遣職員等が請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該職員に正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>												
<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 派遣職員等は、それぞれ次の表に掲げる日数又は時間の特別休暇を受けることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～3&lt;省略&gt;</td> <td style="width: 50%;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>4 中学校就学の始期に達するまでの子の<u>傷病の看護、疾病の予防、学校の休業等に伴う世話又は学校行事等への参加</u>を行う場合</td> <td>1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）</td> </tr> <tr> <td>5～22&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </table>	1～3<省略>	<省略>	4 中学校就学の始期に達するまでの子の <u>傷病の看護、疾病の予防、学校の休業等に伴う世話又は学校行事等への参加</u> を行う場合	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）	5～22<省略>	<省略>	<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 派遣職員等は、それぞれ次の表に掲げる日数又は時間の特別休暇を受けることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～3&lt;省略&gt;</td> <td style="width: 50%;">&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>4 中学校就学の始期に達するまでの子の<u>傷病の看護又は疾病の予防</u>を行う場合</td> <td>1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）</td> </tr> <tr> <td>5～22&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </table>	1～3<省略>	<省略>	4 中学校就学の始期に達するまでの子の <u>傷病の看護又は疾病の予防</u> を行う場合	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）	5～22<省略>	<省略>
1～3<省略>	<省略>												
4 中学校就学の始期に達するまでの子の <u>傷病の看護、疾病の予防、学校の休業等に伴う世話又は学校行事等への参加</u> を行う場合	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）												
5～22<省略>	<省略>												
1～3<省略>	<省略>												
4 中学校就学の始期に達するまでの子の <u>傷病の看護又は疾病の予防</u> を行う場合	1年度において5日以内（当該子が2人以上の場合は10日以内）												
5～22<省略>	<省略>												

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行する。 (県市派遣職員の特例)</p> <p>2 派遣職員等のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づき、この法人に派遣された職員の派遣時の年次休暇については、愛知県又は名古屋市における当該年次休暇の残日数及び残時間数をこの法人へ引き継ぐものとする。</p> <p>3 派遣職員等のうち、派遣法によらず研修目的でこの法人に派遣された職員については、第4章の規程は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行する。 (県市派遣職員の特例)</p> <p>2 派遣職員等のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づき、この法人に派遣された職員の派遣時の年次休暇については、愛知県又は名古屋市における当該年次休暇の残日数及び残時間数をこの法人へ引き継ぐものとする。</p> <p>3 派遣職員等のうち、派遣法によらず研修目的でこの法人に派遣された職員については、第4章の規程は、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> この規程は、令和4年11月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> この規程は、令和4年11月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 (自治体派遣職員の特例)</p> <p>2 派遣職員等のうち、派遣法に基づき、愛知県及び名古屋市以外の自治体から、この法人に派遣された職員の派遣時の年次休暇については、派遣元の自治体における当該年次休暇の残日数及び残時間数をこの法人へ引き継ぐものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 (自治体派遣職員の特例)</p> <p>2 派遣職員等のうち、派遣法に基づき、愛知県及び名古屋市以外の自治体から、この法人に派遣された職員の派遣時の年次休暇については、派遣元の自治体における当該年次休暇の残日数及び残時間数をこの法人へ引き継ぐものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b> <u>この規程は、令和7年12月22日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>( 新 設 )</u></p>

## 第9号議案 事務局規程の一部改正について

事務局規程の一部を以下のとおり改正する。

### 【事務局規程】

改正後	改正前
<b>(事務局の組織)</b>	<b>(事務局の組織)</b>
第2条 事務局に次のとおり課室を置く。	第2条 事務局に次のとおり課室を置く。
(1) 監査室	(1) 監査室
(2) 法務室	(2) 法務室
(3) 企画課	(3) 企画課
(4) 経営課	(4) 経営課
(5) パラ総括課	(5) パラ総括課
(6) 総務課	(6) 総務課
(7) 調達課	(7) 調達課
(8) 人事課	(8) 人事課
(9) ボランティア課	(9) ボランティア課
(10) 広報メディア課	(10) 広報メディア課
(11) マーケティング管理課	(11) マーケティング管理課
(12) マーケティング推進課	(12) マーケティング推進課
(13) ブランド課	(13) ブランド課
(14) チケッティング課	(14) チケッティング課
(15) 式典第一課	(15) 式典第一課
(16) 式典第二課	(16) 式典第二課
(17) 国際課	(17) 国際課
<b><u>(18) 競技・会場運営統括室</u></b>	<b><u>&lt;新設&gt;</u></b>
<u>(19) 競技企画第一課</u>	<u>(18) 競技企画第一課</u>
<u>(20) 競技企画第二課</u>	<u>(19) 競技企画第二課</u>
<u>(21) 会場企画課</u>	<u>(20) 会場企画課</u>
<u>(22) 競技会場第一課</u>	<u>(21) 競技会場第一課</u>
<u>(23) 競技会場第二課</u>	<u>(22) 競技会場第二課</u>
<u>(24) 競技会場第三課</u>	<u>(23) 競技会場第三課</u>

改正後	改正前
<u>(25)</u> 競技会場第四課	<u>(24)</u> 競技会場第四課
<u>(26)</u> 競技会場第五課	<u>(25)</u> 競技会場第五課
<u>(27)</u> 競技会場第六課	<u>(26)</u> 競技会場第六課
<u>(28)</u> 競技会場第七課	<u>(27)</u> 競技会場第七課
<u>(29)</u> 競技会場第八課	<u>(28)</u> 競技会場第八課
<u>(30)</u> 競技会場第九課	<u>(29)</u> 競技会場第九課
<u>(31)</u> 競技会場第十課	<u>(30)</u> 競技会場第十課
<u>(32)</u> 競技会場第十一課	<u>(31)</u> 競技会場第十一課
<u>(33)</u> 競技会場第十二課	<u>(32)</u> 競技会場第十二課
<u>(34)</u> NOC・NPCリレーション ン課	<u>(33)</u> NOC・NPCリレーション ン課
<u>(35)</u> 会場整備第一課	<u>(34)</u> 会場整備第一課
<u>(36)</u> 会場整備第二課	<u>(35)</u> 会場整備第二課
<u>(37)</u> 宿泊第一課	<u>(36)</u> 宿泊第一課
<u>(38)</u> 宿泊第二課	<u>(37)</u> 宿泊第二課
<u>(39)</u> 警備課	<u>(38)</u> 警備課
<u>(40)</u> アクレディテーション課	<u>(39)</u> アクレディテーション課
<u>(41)</u> 輸送課	<u>(40)</u> 輸送課
<u>(42)</u> 飲食課	<u>(41)</u> 飲食課
<u>(43)</u> 医療課	<u>(42)</u> 医療課
<u>(44)</u> アンチ・ドーピング課	<u>(43)</u> アンチ・ドーピング課
<u>(45)</u> 情報システム課	<u>(44)</u> 情報システム課
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>
<u>(競技・会場運営統括室の分掌事務)</u>	<新設>
<u>第3条の17の2 競技・会場運営統括室の分掌事務は、次のとおりとする。</u>	
<u>(1) 競技・会場運営の準備に係る全体的な進捗管理に関すること。</u>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>競技・会場運営の準備に関する F A 間の調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他前 2 号に関連すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>



## **報告事項 1 組織委員会の運営体制の強化について**

組織委員会の運営体制の強化について、資料5のとおり報告する。



## 組織委員会の運営体制の強化について

- 大会まで1年を切り、更なる準備の迅速化、業務の円滑な推進に向けて、組織委員会の運営体制の強化を図る。

### 1 参与(会長特別補佐)の設置・指名

- ・ 会長の求めに応じ、事務局に対してその見識に基づく助言を行う参与(会長特別補佐)を設置する。
- ・ JOC、JPC、NF等と事務局との意思疎通の円滑化を図るため、参与(会長特別補佐)に以下の者を指名する。

(敬称略)

役職名	氏名	所属等
参与(会長特別補佐)	水野 明久	中部経済連合会特別顧問

### 2 事務局次長への権限委譲

- ・ 各業務へ予算配分を行い、その範囲内であれば、基本的に次長が自らの裁量で責任を持って担当業務を推進する。
  - ・ 固まった大会経費のフレームの範囲内で迅速に業務を執行
  - ・ 組織委員会の規則を改正し、必要な権限と責任を委譲

### 3 副事務総長が指揮する競技・会場運営統括室の設置

- ・ 競技・会場運営の準備に係る全体的な進捗管理、関連するF A間の調整を副事務総長の特命事項とし、その推進体制として競技・会場運営統括室を設置する。



**報告事項2 アジアパラ競技大会開閉会式業務の今後の進め方について**

アジアパラ開閉会式業務の調整・検討状況について、資料6のとおり報告する。



## 1 開閉会式業務委託契約

- ・契約の相手方：株式会社中日新聞社（予定）
  - ・大会パートナーの中日新聞社と年内を目途に契約締結予定

アジアパラ競技大会 パートナーシップ契約（2025年8月28日締結）

- ・協賛ランク：AINAGOC Tier2 オフィシャルパートナー（カテゴリー独占権）
- ・カテゴリー：開閉会式の制作・実施・運営

## 2 中日新聞社からの提案（概要）

- ・演出の方向性や制作・実施・運営に係る同社の提案（下記）を式典委員会で審査、了承。

### 演出の方向性

- ・パラ独自の演出で、愛知・名古屋らしさを世界に発信し、地域の魅力を伝えると共に、  
共通コンセプトである「HEART BEAT Aichi-Nagoya」を体現する

### プロデューサー

- ・栗栖 良依氏 東京都出身  
(東京2020オリンピック開閉会式D&Iチーフプロデューサー  
東京2020パラリンピック開閉会式ステージアドバイザー)



### **栗栖 良依(くりす よしえ)氏**

#### **アートプロデューサー** ミラクル(株)代表取締役

国内外で活躍するアーティストと障害者をつなぎ、マイノリティの視点から社会課題を解決に導く  
NPO法人スローレーベルの芸術監督  
右ひざに障害がある

#### **【経歴】**

- ・2014年・2017年・2020年、「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」総合ディレクター
- ・2016年リオ・パラリンピック フラッグハンドオーバーセレモニー（旗引継ぎ式）  
ステージアドバイザー
- ・東京2020オリンピック開閉会式 D&Iチーフプロデューサー
- ・東京2020パラリンピック開閉会式 ステージアドバイザー
- ・東京パラリンピック開閉会式  
コンセプト企画・演出振付・キャスティング・運営制作・コメントリーガイドを総合的に監修

### 総監督（演出統括）

- ・森山 開次氏 神奈川県出身  
(東京2020パラリンピック開会式 演出・チーフ振付)

### **森山 開次(もりやま かいじ)氏**

#### **演出家、振付家、舞踊家**

障害の有無や世代、国籍などを超えた人々の相互作用を「表現」として捉えるアートプロジェクト『TURN』の元メンバー



#### **【経歴】**

- 2001年『夕鶴』でソロ活動を開始
- 2005年に発表した『KATANA』は、ニューヨーク・タイムズ紙に「驚異のダンサーによる驚くべきダンス」と評される。
- 2007年ヴェネチアビエンナーレ招聘  
大阪府障がい者舞台オープンカレッジ2017 演出・振付
- 東京2020パラリンピック開会式 演出・チーフ振付
- 東京2020パラリンピック レガシー演劇「TRAIN TRAIN TRAIN」演出・振付

## 3 今後の予定

- ・プロデューサー・総監督（演出統括）による演出チームの編成
- ・演出チームと中日新聞社、組織委員会による演出プランの策定、大会本番に向けた具体的な演出プログラムの策定



**報告事項3** 県内自治体における聖火リレーの実施概要及び聖火ランナーの一般募集について

県内自治体における聖火リレーの実施概要及び聖火ランナーの一般募集について、資料7のとおり報告する。



## 県内自治体における聖火リレーの実施概要及び聖火ランナーの一般募集について

資料 7

### アジア競技大会

#### 1 聖火リレーのコンセプト等

【コンセプト】

**A Uniting Flame for All**

想いをつなぐ、ひとつに。

【キービジュアル】



20th Asian Games  
**TORCH RELAY**  
Aichi-Nagoya 2026

#### 2 各自治体における聖火リレー

##### (1) 実施自治体

県内 40 自治体 (うち名古屋市は 16 区)

##### (2) 日 程 (予定)

- ・2026 年 8 月 22 日(土)から 9 月 16 日(水)までのうち 8 日間
- ・聖火を分火(8/22)し、A・B 2 ルートでリレーを実施した後、集火(9/16)

日付	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00
8/22(土)	—	北区→中区→東区	→	中川区	分火 →
8/29(土)	A	小牧市	守山区	→ 尾張旭市	瀬戸市
	B	豊橋市	田原市	→ 新城市	豊川市
8/30(日)	A	みよし市	豊田市	→ 犬山市	扶桑町
	B	美浜町	武豊町	→ 半田市	阿久比町
9/ 5(土)	A	大口町	江南市	→ 一宮市	稻沢市
	B	常滑市	東海市	→ 東浦町	刈谷市
9/ 6(日)	A	清須市	あま市	→ 愛西市	津島市
	B	高浜市	碧南市	→ 西尾市	蒲郡市
9/12(土)	A	飛島村	弥富市	蟹江町	大治町 中村区
	B	岡崎市	安城市	豊明市	大府市 緑区
9/13(日)	A	西区	熱田区	千種区	昭和区 →
	B	港区	南区	天白区	名東区 →
9/16(水)	—	→	→	→ 集火	瑞穂区

※上記以外の日にも、聖火をつなぎ、大会を盛り上げる取組を実施（調整中）

### アジアパラ競技大会

#### 1 聖火リレーのコンセプト等

【コンセプト】

【キービジュアル】

**A Gathering Flame for All**

想いを集め、ひとつに。



5th Asian Para Games  
**TORCH RELAY**  
Aichi-Nagoya 2026

#### 2 各自治体における採火式等の実施概要

##### (1) 実施自治体

採火式：県内 30 自治体

聖火リレー：県内 4 自治体 (岡崎市、刈谷市、犬山市、東浦町)

採火式実施自治体 (※下線は聖火リレーも実施)

名古屋市(16 区)、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、碧南市、  
刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、  
大府市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、弥富市、あま市、豊山町、  
大治町、蟹江町、飛島村、東浦町、武豊町

##### (2) 実施日程

採火式：2026 年 10 月 6 日(火)から 10 月 14 日(水)

聖火リレー：2026 年 10 月 10 日(土)から 10 月 17 日(土) 計 4 日 (4 市町)

日 程	採火式		聖火リレー		
	実施場所	内容	実施場所	内容	
10 月 6 日(火) ～ 9 日(金)	各自治体で 調整中	各自治体が 独自の方法で採火	—	—	
10 月 10 日(土)			岡崎市	4 市町が各々採火 した火で聖火リレ ーを実施	
10 月 11 日(日)			刈谷市		
10 月 12 日(月)			犬山市		
10 月 13 日(火)			—		
10 月 14 日(水)			東浦町		
10 月 15 日(木)	名古屋市内	各自治体の火を一 つに集火	開会式までの 3 日間、名古屋市内 で聖火リレーを実施		
10 月 16 日(金)	—	—			
10 月 17 日(土)	—	—			



### 3 今後の主なスケジュール

- ・各自治体による自治体推薦ランナーの一般募集（2025年12月23日～2026年2月2日）
  - 各自治体が募集・選考を行い、組織委員会へ推薦
- ・組織委員会選定ランナー、大会パートナー推薦ランナーの調整
- ・聖火ランナーの選考、当選通知の発出（2026年5月中旬以降）
- ・聖火リレールートの公表（2026年6月目途）
- ・採火式の実施内容の公表（2026年6月目途）
- ・聖火ランナーの決定・発表（時期未定）

#### 【参考】聖火ランナーの要件

##### ① 2014年4月1日以前に生まれた方

- ただし、アジア競技大会は2026年8月1日の時点で、アジアパラ競技大会は2026年10月1日の時点で18歳未満の方は、保護者の同意が必要

##### ② 原則として、走行する自治体にゆかりがある方

- 例：応募時点又は過去に居住していたことがある方、応募時点で所属している職場や学校がある方、過去に活動したことがある方

##### ③ 国籍・性別は問わない。

##### ④ 自らの意思で火を安全に運ぶことができる方

（ただし、介助者のサポートは必要に応じて可能）

※ただし、以下の方は聖火ランナーになることができない。

- ・政治的・宗教的メッセージを伝えることを目的とする方
- ・公職選挙法に規定する公職者（国会議員、地方公共団体の議員・首長）、公職の候補者や候補者となろうとする方、政党や政治団体の党首及びこれに準ずる方
- ・宗教家が、宗教上の実績で評価されて聖火ランナーになることはできない。

#### 選考の考え方（組織委員会設定）

幅広く様々な方にご参加いただけけるよう、国籍、障がいの有無、性別、年齢のバランスに配慮しながら選考を行う。なお、以下の条件のいずれかを満たす方とする。

- ・愛知・名古屋大会を周囲にPRできる方
- ・愛知・名古屋にゆかりを持ち、様々な分野で活躍している方
- ・その他、聖火リレー実施自治体が推薦した方

※上記のほか、自治体が独自に選考基準を設ける場合がある。

#### 自治体が推薦する聖火ランナー（一般募集）

##### （1）聖火ランナーの一般募集を行う自治体

一般募集を実施する自治体	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、碧南市、刈谷市（アジア競技大会）、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、尾張旭市、高浜市、豊明市、田原市、愛西市、清須市、弥富市、みよし市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、武豊町
一般募集を実施しない自治体	豊川市、刈谷市（アジアパラ競技大会）、安城市、江南市、大府市、美浜町

##### （2）応募受付期間、応募方法等

- ・応募受付期間：2025年12月23日（火）から2026年2月2日（月）まで
- ・応募方法：一般募集は各自治体が行う。応募方法及び募集人数等は自治体ごとに異なるので、各自治体のウェブサイト等を確認。

##### （3）選考手続き及び当選通知

- ・自治体は聖火ランナー候補者を選考後、組織委員会に推薦。その後、組織委員会で審査の上、決定。
- ・当選された方にのみ、2026年5月中旬以降に当選の通知。

#### ○聖火ランナーの一般募集に関するお問合せ

聖火ランナーの一般募集に関するお問合せは、応募を希望する自治体の窓口まで。なお、連絡先は各自治体のウェブサイト等で確認するか、組織委員会公式ウェブサイトの聖火リレーページ（アジア競技大会：[https://www.aichi-nagoya2026.org/torch\\_relay/](https://www.aichi-nagoya2026.org/torch_relay/)、アジアパラ競技大会：[https://www.asianparagames-2026.org/torch\\_relay/](https://www.asianparagames-2026.org/torch_relay/)）から確認できる。



## **報告事項4 APC第4回調整委員会の開催結果について**

### APC調整委員会について

#### (1) 概要

開催都市契約において、調整委員会を1年に最大2回（合計最大6回）手配することとされている。調整委員会は組織委員会による競技大会の準備の進捗を確認し、組織委員会に支援を提供等するもの。

#### (2) 開催日

2025年10月29日（水）

10月30日（木）

#### (3) 会場

コートヤード・バイ・マリオット名古屋「セントラルボールルーム」

#### (4) 参加者

APC役員等：マジッド・ラシッド会長、タレック・ソウエイCEO始め14名

JPC関係者：森和之会長（組織委員会名誉顧問）

組織委員会：大村秀章会長、広沢一郎会長代行、  
村手聰事務総長 他

#### (5) APCからの主な意見

- ・競技会場や宿泊施設のアクセシビリティ確保について
- ・医療提供体制について
- ・パラアスリートの学校訪問について 等

#### (6) その他

会議のほか、岡崎中央総合公園総合体育館、岡崎中央総合公園多目的広場、愛知国際アリーナ、移動式宿泊施設の視察を実施



## **報告事項 5 チケット販売の概要について**

チケット販売について、資料8のとおり、その概要を報告する。



## 1 基本的な方針

- 競技人気やセッショングの内容、座席の位置等を踏まえ、需要に応じたチケットの価格、席種を設定
- 関係者販売から開始し、通常販売は、販売対象を限定して行う先行販売と、一般販売(対象の限定なし)に分けて段階的に実施していく。

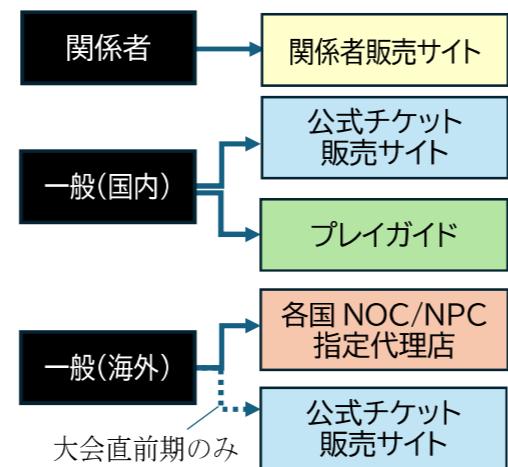
## 2 販売方法

### ①関係者販売 (大会関係者、大会パートナー等)

- ・関係者のみアクセス可能な専用の販売サイト

### ②通常販売 (一般向け)

- ・国内：公式チケット販売サイト、プレイガイド
- ・海外：各国 NOC・NPC 又はその指定代理店 (ATR)



## 3 販売スケジュール (予定) ※アジア・アジアパラ共通

2025年10月20日～	・応援ID登録開始
2026年1月頃～	・関係者販売(第一次受付) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">・大会関係者、競技団体、大会パートナー 等</div>
2026年2月～3月	・通常販売(先行販売) ※限定販売 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">             ①競技関係者、スポーツチームファン              ②東海3県 + 会場所在都府県在住者(東京/静岡/大阪)              ③対象限定なし(海外販売を含む)           </div>
2026年4月～5月	・座席割当
2026年6月頃～	・関係者販売(第二次受付/販売) ・通常販売(一般販売) ※対象・販売枚数の限定なし

## 4 チケット価格/席種

アジア 競技大会	競 技 : 1,500 円/枚 ~ 30,000 円/枚
	開会式 : 7,500 ~ 60,000 円/枚、閉会式 : 5,000 ~ 40,000 円/枚
アジアパラ 競技大会	競 技 : 1,000 円/枚 ~ 3,500 円/枚
	開会式 : 5,500 ~ 30,000 円/枚、閉会式 : 3,500 ~ 20,000 円/枚

・子ども料金 (アジア : 1,000 円~7,500 円、アジアパラ : 500 円~1,000 円)

### ホスピタリティチケットの販売

- ・競技観戦に特別なサービスを組み合わせた付加価値の高いチケットを販売

- ・競技会場内のラウンジ等で、競技を間近に見ながら飲食や歓談を楽しむなど、特別な体験を提供
- ・競技会場の他にも、エンターテイメント性のある特別な体験を提供するホスピタリティ施設を設置し、競技観戦とあわせたチケットの販売を検討

### 【応援ID】

- ・大会に関心を持つ人たちと「応援」をテーマにひとつになり、出場選手の応援や大会を盛り上げるための愛知・名古屋2026大会オリジナルのID
- ・「応援ID」の登録者には、競技情報(出場選手やみどころ等)や各種イベント、大会関連グッズ等の情報を発信
- ・チケットの購入には、「応援ID」の登録が必要



## **報告事項 6 マラソン及び競歩のコース案について**

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）において実施するマラソン及び競歩について、資料 9 のとおりそのコース案を報告する。



## マラソン

### 1 競技日程（予定）

2026年9月26日（土） 男子7時30分スタート、女子7時50分スタート

### 2 会場

名古屋市瑞穂公園陸上競技場（都心コース）

### 3 コース図

別紙1のとおり

### 4 コースの特徴

マラソンコースは、本大会のメイン会場となる名古屋市瑞穂公園陸上競技場を発着地点として、瑞穂運動場西交差点と名城公園交差点を結ぶ1周約20kmの周回コースを2周します。

コース周辺には、名古屋城、愛知県庁、名古屋市役所、名古屋テレビ塔など名古屋を代表する観光名所が点在しています。また、名古屋市営地下鉄桜通線・名城線沿いに位置しており、遠方からのアクセスも良好です。競技の観戦とあわせて名古屋市内の観光もお楽しみいただけます。

## 競歩

### 1 競技日程（予定）

(1) 競歩（ハーフ）：2026年9月23日（水・祝）男子・女子同時7時30分スタート

(2) 競歩（マラソン）：2026年9月27日（日） 男子・女子同時7時30分スタート

### 2 会場

愛知県庁・名古屋市役所周辺コース

### 3 コース図

別紙2のとおり

### 4 コースの特徴

競歩コースは名古屋の象徴である名古屋城から程近い、三の丸官公庁街の道路を使用して行われます。東西に1周1kmの周回コースとなり、周辺には官公庁のほか愛知県警本部、名古屋高等裁判所などが立ち並びます。

コース両脇には大きなケヤキの木が枝を広げ、戦う選手に注ぐ日差しを和らげます。選手は、ともに国の重要文化財に指定される愛知県庁本庁舎と名古屋市役所本庁舎を正面に臨み、フィニッシュゲートをくぐることになります。



## マラソンコース図





## 競歩コース図





## **報告事項 7 パートナーシップ契約の締結等について**

パートナーシップ契約の締結状況について、資料 10 のとおり報告する。



## アジア競技大会パートナー

### Tier 1 プレスティージパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 7月 21日(月)	本契約	GL events SA (ジーエル・イベンツ・エスエー)	会場運営（会場内設営含む） ※競技運営、開閉会式運営は除く
2	2025年 9月 12日(金)	本契約	トヨタ自動車株式会社	モビリティ
3	2025年 9月 3日(水)	覚書	中部電力株式会社	電気公共サービス
4	2025年 9月 3日(水)	覚書	東海旅客鉄道株式会社	輸送（鉄道）
5	2025年 10月 10日(金)	覚書	イオン株式会社	流通小売（総合スーパー（GMS）、 スーパーマーケット（SM）、コンビニ エンスストア、ドラッグストア）、 本競技大会の会場におけるリフレッシュメント（バナナ、みかん、チョコレート、米菓、焼菓子及び粉末スープ）の提供及び運営、ビール・ワイン

### OCA スポンサー ステイタス : AINAGOC Tier 1 プレスティージパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 2月 27日(木)	本契約	361° (スリー・シックス・ワン・ディグリー)	スポーツウェア
2	2025年 3月 19日(水)	本契約	BORNAN SPORTS TECHNOLOGY (ボーナン スポーツ テクノロジー)	テクノロジー&デジタルデータ

## Tier 2 オフィシャルパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 4月7日(月)	本契約	東武トップツアーズ株式会社	旅行業（大会関係者輸送及びその他 関連サービス）
2	2025年 7月14日(月)	本契約	株式会社 JTB	旅行業（大会関係者宿泊及びその他 関連サービス）
3	2025年 4月28日(月)	覚書	株式会社ニトリ	移動式宿泊施設（当該施設に付随す る内装、家具・インテリア含む）
4	2025年 6月3日(火)	覚書	株式会社三菱UFJ銀行	銀行（都市銀行）
5	2025年 8月1日(金)	覚書	NTT 株式会社	通信

## OCA スポンサー スティタス : AINAGOC Tier 2 オフィシャルパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 2月27日(木)	覚書	キヤノン株式会社	カメラ・オフィス機器・医療機器及 びサービス
2	2025年 4月1日(火)	覚書	Zhejiang Dafeng Industry Co., Ltd (ジャージャン・ダーフェン・インダストリー)	開会式及び閉会式（企画、制作、運 営、デジタルコンテンツ、聖火台の 設計・制作、パフォーマンス、文化 プログラムを含む）
3	2025年 6月26日(木)	覚書	Shanghai Yude Energy Co., Ltd. (シャンハイ・ユード・エナジー)	大会運営に係る仮設電源供給 ※電気公共サービスは含まれない

## Tier 3 オフィシャルスポンサー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 9月20日(土)	本契約	山東泰山体育器材有限公司 (サントウ・タイシャン・タイイクキザイ)	競技用具（体操・武術太極拳・カラッショ・柔術・アーチェリー・レスリング・空手・テコンドー・ボクシング）
2	2025年 10月29日(水)	本契約	ALSOK 株式会社	セキュリティサービス＆プランニング
3	2025年 12月9日(火)	本契約	大同特殊鋼株式会社	特殊鋼
4	2025年 9月18日(木)	覚書	中部国際空港株式会社	空港施設及び空港関連サービス
5	2025年 11月25日(火)	覚書	株式会社アイシン	音声認識多言語翻訳システム

## Tier 4 オフィシャルサプライヤー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 10月2日(木)	本契約	Global Hospitality Group Japan株 (グローバル・ホスピタリティ・グループ・ジャパン)	移動式宿泊施設の選手食堂運営
2	2025年 10月14日(火)	本契約	Starting Future (Beijing) Technology Co. Ltd. (スタートティング・フューチャー・ペイジン・テクノロジー)	ベニュー技術オペレーション
3	2025年 11月18日(火)	本契約	ブラザー工業株式会社	スポットクーラー
4	2025年 8月28日(木)	覚書	株式会社中日新聞社	新聞
5	2025年 9月5日(金)	覚書	日本電気株式会社	無線機器（トランシーバー）及び無線運用サービス
6	2025年 12月19日(金)	本契約	ヨネックス株式会社	競技用具（バドミントン・テニス・ソフトテニス）

## OCA スポンサー ステイタス : AINAGOC Tier 4 オフィシャルサプライヤー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 9月8日(月)	本契約	Shenzhen Transtech Display Technology Co., Ltd. (シンセン・トランステック・ディスプレイ・テクノロジー)	LED Screen

## アジアパラ競技大会パートナー

## Tier 1 プresteージパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 9月12日(金)	本契約	トヨタ自動車株式会社	モビリティ
2	2025年 9月30日(火)	本契約	BORNAN SPORTS TECHNOLOGY (ボーナン スポーツ テクノロジー)	テクノロジー&デジタルデータ
3	2025年 1月29日(水)	覚書	GL events SA (ジーエル・イベンツ・エスエー)	会場運営(会場内設営含む) ※競技運営、開閉会式運営は除く
4	2025年 9月3日(水)	覚書	中部電力株式会社	電気公共サービス
5	2025年 9月3日(水)	覚書	東海旅客鉄道株式会社	輸送(鉄道)
6	2025年 10月10日(金)	覚書	イオン株式会社	流通小売(総合スーパー(GMS)、 スーパーマーケット(SM)、コンビニエンスストア、ドラッグストア)、本競技大会の会場における リフレッシュメント(バナナ、みかん、チョコレート、米菓、焼菓子及び粉末スープ)の提供及び運営、 ビール・ワイン

## Tier 2 オフィシャルパートナー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 4月7日(月)	本契約	東武トップツアーズ株式会社	旅行業(大会関係者輸送及びその他関連サービス)
2	2025年 7月14日(月)	本契約	株式会社 JTB	旅行業(大会関係者宿泊及びその他関連サービス)
3	2025年 12月9日(火)	本契約	株式会社アシックス※	スポーツアパレル
4	2025年 4月28日(月)	覚書	株式会社ニトリ	移動式宿泊施設(当該施設に付随する内装、家具・インテリア含む)
5	2025年 6月3日(火)	覚書	株式会社三菱UFJ銀行	銀行(都市銀行)
6	2025年 8月28日(木)	覚書	株式会社中日新聞社	Tier2:開閉会式の制作・実施・運営 Tier4:新聞
7	2025年 6月9日(月)	基本合意	豊島株式会社※	セレモニーアパレル

※パラ大会のみの協賛

## Tier 3 オフィシャルスポンサー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 10月29日(水)	本契約	ALSOK 株式会社	セキュリティサービス＆プランニング
2	2025年 12月9日(火)	本契約	大同特殊鋼株式会社	特殊鋼
3	2025年 9月18日(木)	覚書	中部国際空港株式会社	空港施設及び空港関連サービス
4	2025年 11月25日(火)	覚書	株式会社アイシン	音声認識多言語翻訳システム

## Tier 4 オフィシャルサプライヤー

No.	締結日	契約状況	企業名	協賛カテゴリー・業種
1	2025年 9月8日(月)	本契約	Shenzhen Transtech Display Technology Co., Ltd. (シンセン・トランステック・ディスプレイ・テクノロジー)	LED Screen
2	2025年 10月2日(木)	本契約	Global Hospitality Group Japan(株) (グローバル・ホスピタリティ・グループ・ジャパン)	移動式宿泊施設の選手食堂運営
3	2025年 10月14日(火)	本契約	Starting Future (Beijing) Technology Co. Ltd. (スター・ティング・フューチャー・ペイジン・テクノロジー)	ベニュー・テクノロジーオペレーション
4	2025年 11月18日(火)	本契約	ブラザー工業株式会社	スポットクーラー
5	2025年 9月5日(金)	覚書	日本電気株式会社	無線機器（トランシーバー）及び 無線運用サービス
6	2025年 12月19日(金)	本契約	ヨネックス株式会社	競技用具（パラバドミントン・車 いすテニス）



## **報告事項 8 アスリート委員会の活動について**

### 1 第8回アスリート委員会の開催結果（概要）について

#### （1）日時

2025年9月9日（火）午後2時から4時まで

#### （2）場所

AINAGOC 愛知県東大手庁舎 6 階 609 会議室（オンライン併用）

#### （3）出席者

谷本歩実委員長、松田丈志副委員長他 13 名中 12 名出席

（一部オンライン参加）

#### （4）議題

アスリート委員会での意見・提案へ対応状況等について

- ① 機運醸成について
- ② 愛知・名古屋 2026 大会における SDGs 推進方針について
- ③ 選手間交流事業について
- ④ Team welcome ceremony（入村式）の実施方針について
- ⑤ その他

SNS の運用について

#### （5）アスリート委員からの主な意見

＜機運醸成について＞

- ・一年前イベントを実施する上で、各競技団体から協力を仰ぎながら愛知・名古屋だから行ってみたいと思われるようなイベントを開催して欲しい。
- ・愛知・名古屋 2026 大会を国民により認識してもらうために、若者を巻き込み SNS で周知する他、世界大会での選手インタビューなどで愛知・名古屋 2026 大会について触れてもらえるとよい。

<愛知・名古屋 2026 大会における SDGs 推進方針について>

- ・アクセシビリティガイドラインはすべての人が理解し、譲り合える大会としたい。また、スポーツに関心がない人にもアピールできるとよい。
- ・選手に対する SDGs の発信は、選手が宿泊するホテルに対しても愛知・名古屋 2026 大会がチャレンジしている内容を発信できる機会にもなる。

<選手間交流事業について>

- ・他の競技会場や、リフレッシュできるスポットへアクセスできるシャトルバスなどがあるとよい。
- ・車いすユーザーや視覚障害者などは、遠い会場までのアクセスが大変のため、分宿という強みを活かしてそれぞれの会場やホテルでイベントを分散すると他の世界大会と差別化できる。

<Team welcome ceremony（入村式）の実施方針について>

- ・愛知・名古屋らしさを感じられるフォトスポットや、選手がメッセージを書き込めるオブジェや柱などがあるとよい。

<その他>

ア SNS の運用について

- ・発信されている SNS の運用に統一感が無く、何を目的としているか分かりづらいように思える。

## 2 第9回アスリート委員会の開催結果（概要）について

### （1）日時

2025年10月15日（水）午前8時45分から午後1時00分まで

### （2）場所

名古屋市役所港区役所南陽支所（移動式宿泊施設）

レインボープール

### （3）出席者

谷本歩実委員長、松田丈志副委員長他13名中8名出席

### （4）議題

移動式宿泊施設、競技会場（レインボープール）の視察

### （5）アスリート委員からの主な意見

＜移動式宿泊施設＞

- ・5人での利用を想定しているとのことだが狭い。3人ならばいいのではないか。
- ・テレビは、国内放送だけであれば見ることはないだろう。しかし、開閉会式や競技映像が見られるとよい。
- ・トイレは1つではなく、トレーラートイレなどで数量をカバーする必要がある。
- ・パラアスリートにも配慮したハンガーラックの位置、シャワーチェアの設置を考えて欲しい。

＜レインボープール＞

- ・パラアスリートが使用するには、シャワー室にシャワーチェアが必要。
- ・バリアフリー更衣室となり、使い勝手が良くなつたと思う。

<視察時の様子>



移動式宿泊施設の内部設備を確認いただきました。



レインボーポールに新たに整備されたスロープを確認いただきました。



レインボーポールに新たに整備された車いす利用者用観戦エリアを確認いただきました。